



税など

県からのお知らせ
自動車税の納期限は6月1日(月)

自動車税は、毎年4月1日の所有者(割賦販売などの場合は使用者)に課税されます。必ず納期限までに納付してください。納期限を過ぎてからの納付には延滞金がかかります。金融機関や県税事務所の窓口だけでなく、コンビニ、ペイジー、インターネットを利用したクレジットカードでも納付できます。

詳細は、納税通知書に同封のチラシをご覧ください。納税通知書が届いていない場合は、県自動車税事務所へご連絡ください。

問 県自動車税事務所自動車税第一課
☎ 0743・51・0081

暮らし・環境

家庭用生ごみ処理機器の購入助成制度

対象 処理機器を適正に維持管理し、堆肥を自ら利用することができる町内

清掃工場からのお知らせ

- 5月4日(月)「みどりの日」はもえるごみの特別収集を行います
もえるごみの収集日が月・木曜日の自治会は、午前8時30分までに所定の集積場にごみを出してください。
ごみを清掃工場へ持ち込めます
時間 午後1時～4時
費用 10kgにつき50円(家庭ごみ)
※10kg未満は10kgとみなします。
※持ち込みの場合、袋の指定はありません。
※指定ごみ袋を使用している場合や分別された資源ごみの持ち込みは無料です。
- 5月5日(火)「こどもの日」6日(水)「振替休日」は町内収集の休業日です
この日はごみの収集を行いません。もえるごみの収集日が火・金曜日の自治会は次の収集日に出してください。
5月5日(火)はごみを清掃工場へ持ち込めます
時間 午前9時～正午(費用などは上記を参照)
問 清掃工場(環境管理課) ☎ 33-5003

在住者。1世帯につき1基のみ。(同居世帯は1世帯とみなします)
過去にこの助成金の交付を受けてから5年経過後、新たに購入した場合は、再度交付対象となります。

助成金 消費税を除いた購入価格の2分の1(100円未満切り捨て)

- 家庭用電動式生ごみ処理機
限度額 3万円
- 家庭用生ごみ処理容器(コンポスト容器など)
限度額 3000円

申込方法 町ホームページから申請書類をダウンロードするか、清掃工場へ申請書類を受け取り、申請書に販売業者の証明を受け、請求書・領収書を添えて清掃工場へ申請してください。

問 清掃工場(環境管理課)
☎ 33・5003

光化学スモッグに注意を

昨年、大和平野中部地域(田原本町)では、光化学スモッグ広報の予報が2回、注意報が1回発令されました。

日差しが強く、気温が高くて風の弱い日は、特に注意しましょう。

光化学スモッグが発令された場合は、屋外での作業を避け、目やのどが痛いなどの症状があれば、洗眼やうがいをして、室内で安静にしてください。

光化学スモッグに関する広報発令時は、次の場所に表示しています。



5月の納付（普通徴収分）

納期限 **6月1日**（月）

- 種類
- 固定資産税（第1期分、全期前納分）
 - 軽自動車税（全期分）



安全で便利な 口座振替（自動払込）制度

この制度を利用すると、指定した金融機関の口座から自動的に振り替えて納付されます。納め忘れがなく、現金を持ち歩く必要もないため、安全で便利です。

利用手続きは、納期限の1カ月前までにしてください。

※口座振替（自動払込）制度による納付の場合は、領収書は発行していません。引き落としの確認は、通帳の記帳によりお願いします。なお、車検のある軽自動車税については「継続検査用証明書」を送付します。

☎ 税務課徴収収納係 ☎ 34-2111

- 町役場
 - 青垣生涯学習センター
 - 中央体育館
 - 保健センター
 - 磯城消防署
 - 日本郵便(株)田原本郵便局
 - 田原本駅
 - スーパーおくやま新町店・三笠店
 - オークワ田原本店
- 実施期間 9月末日まで（予定）
- ☎ 総務課安全防災係 ☎ 34・2059



▲広報発令時は標識が掲示されています。（この場合は予報発令中）



健康・福祉

特別養護老人ホームの入所基準 が変わりました

法令改正で、4月から特別養護老人ホームへの新規入所は、原則として要介護3以上の人が対象となりました。ただし、要介護1または2の人で、次の条件に該当する場合は特例的に入所が認められます。

特例的な入所申込の手続きなどについては、申込先の各施設に問い合わせてください。

特例が認められる条件

- 平成27年3月末時点で既に入所されている場合。

- 各施設が設置している入所検討委員会で、やむを得ない事由で居宅での日常生活が困難と認められた場合。
- ☎ 長寿介護課介護保険サービス係 ☎ 34・2101

児童扶養手当

児童扶養手当は、18歳に達してから最初の3月31日までの児童（障がいのある児童は20歳未満）がいるひとり親の家庭や、父母の一方がおおむね重度の障がいの状態にある家庭などで、父母、または父母に代わって児童を養育している人に支給されます。

手当には所得制限があり、所得額によって、全部支給・一部支給・支給停止のいずれかになります。（養育費の8割が所得に加算されます）

公的年金・障害年金・労災年金・遺族補償を受給している人は、年金額が児童扶養手当額より低い場合に、その差額分を受給できます。

児童扶養手当の額 （月額）

全部支給
42,000円

一部支給
41,990円～9,910円

- ※ 2人の場合は、それぞれ5,000円加算
- ※ 3人以上の場合は、1人増すごとにそれぞれ3,000円加算

☎ 健康福祉課子育て支援係 ☎ 34・2098